

5 総合評価落札方式の改定について

1. 発注基準の見直しに伴う、適用価格帯の変更について
2. 災害時対応力の強化について(改定のねらい)
3. 落札者決定基準の改定について
 - (1)「一般土木等」
 - ・企業・技術者評価型②③(地域防災力強化型)における評価項目の新設・削除及び評価基準の変更について
 - (2)「舗装」
 - ・評価項目の新設および評価基準の変更について
 - (3) 配置予定技術者の同種工事实績について
4. 技術提案書等様式の変更について

※この改定内容は令和7年6月1日以降の公告から適用する

1. 発注基準の見直しに伴う、適用価格帯の変更について

【改定内容】

発注基準の見直しに合わせて、各型式の適用価格帯を変更

設計金額	工種								
	一般土木等		舗装		区画線(ライン)・ 道路標示・標識等/ 橋梁塗装	建築	土木設備/建築設備 下水道設備		
27.2億 9億 ⇒ 10.3億 3億 ⇒ 3.4億 1億 ⇒ 1.1億 5千万⇒5.7千万 3千万⇒3.4千万 2千万⇒2.3千万 1千万⇒1.1千万	技術提案 (WTO)		技術提案①	企業・技術者①	技術提案①	企業・技術者①	技術提案 (WTO)	技術提案①	企業・技術者①
	技術提案①	企業・技術者①					技術提案①	企業・技術者①	
	技術提案②	企業・技術者②					技術提案②	企業・技術者②	
	技術提案③	企業・技術者③	技術提案②	企業・技術者②	技術提案②	企業・技術者②			
				技術提案③	企業・技術者③				

(必要に応じて総合評価落札方式)

(必要に応じて総合評価落札方式)

2. 災害対応力の強化について(改定のねらい)

【近年の災害】

下北山村の崩土

令和5年12月23日、国道169号下北山村上池原で崩土が発生。

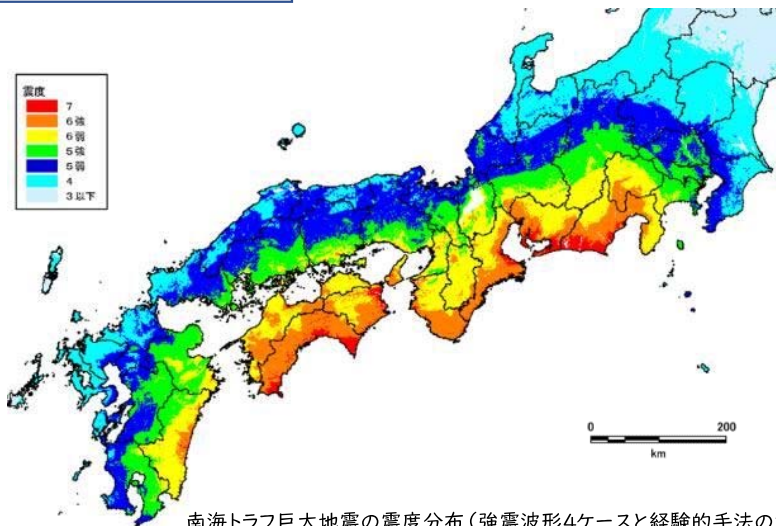
発災翌日には小規模維持修繕の業者である地元企業が土砂の撤去作業を開始。

能登半島地震

令和6年1月1日、能登半島地方でM7.6の地震が発生。発災直後、近隣府県からの応援は相当な移動時間を要する中、**地元建設企業が道路啓開等の緊急工事や救援物資の調達・輸送に従事**、能登地域の復旧に向けて奮闘。

【起こりうる災害】

南海トラフ地震



南海トラフ巨大地震の震度分布(強震波形4ケースと経験的手法の震度の最大値の分布)
「南海トラフ巨大地震対策検討ワーキンググループ報告書説明資料」(中央防災会議, 2025)

・静岡県から宮崎県にかけての一部では震度7となる可能性があるほか、それに隣接する周辺の広い地域では震度6強から6弱の強い揺れになると想定されています。

-気象庁HP 南海トラフ地震で想定される震度や津波の高さ-より一部抜粋
(<https://www.jma.go.jp/jma/kishou/known/jishin/nteq/assumption.html>)

直近の事例

令和6年8月8日、日向灘沖のプレート境界を震源とするM7.1の地震が発生。
気象庁は、平成29年11月の運用開始以降はじめての「**南海トラフ地震臨時情報**」を発表。

- ・大規模災害時には近隣府県等からの応援(初期対応)は困難となる
→ **県内建設企業の「災害時対応力」が重要**となる

2. 災害対応力の強化について(改定のねらい)

背景

南海トラフ地震等の災害時にすぐに対応できる地域の建設企業を育成・確保することが重要であり、起こりうる大規模災害に備えて、県内建設企業全体の「災害時対応力」のさらなる底上げが重要

方針

県民の安全・安心を確保するため、「地域の守り手」として「人や機械を有する自社施工能力の高い県内企業」の育成・確保を図る

【求める県内企業】

- ① 自社施工（自社保有の建設機械と自社雇用の技能労働者）する意思と能力を有する企業
- ② 下請企業を含めて、地域全体の施工能力を向上させる取組を実施する企業
- ③ 災害時等に必要となる工種の施工能力（技術力、建設機械）を有する企業

【取組の内容】

現行制度における地域精通度「本店の所在地等」の評価に加えて、

取組①: 土木工事において「県内企業の活用」を総合評価落札方式で評価

取組②: 舗装工事において「舗装用建設機械の保有状況」を総合評価落札方式で評価

3. 落札者決定基準の改定について

(1)「一般土木等」：企業・技術者評価型②③（地域防災力強化型）における
評価項目の新設・削除及び評価基準の変更について

【改定内容】

1) 評価項目に「県内企業の活用」を新設

2) 「建設機械の保有状況」の評価基準を変更

3) 評価項目から「従業員の雇用人数」を削除

現行

評価項目		配点
企業の施工実績等	工事成績評定点	2.5
	表彰	1
	ISO認証取得	1
	建設機械保有状況	1
	従業員の雇用人数	1
	本店の所在地	2.5
	災害協定の締結	1
合計		10



改定(案)

評価項目		配点
企業の施工実績等	工事成績評定点	2.5
	表彰	1
	ISO認証取得	1
	建設機械保有状況	1
	県内企業の活用	1
	本店の所在地	2.5
	災害協定の締結	1
合計		10

代表例：地域防災力強化型（企業・技術者評価型②）

1) 評価項目に「県内企業の活用」を新設

→ 指定する工種について、下記の取組を実施すること

- ・自社で施工する
- ・下請負人の全てを県内企業から選定する

評価(審査)内容	評価(審査)基準	配点
県内企業の活用	a. 「指定工種を自社で施工する」、又は「指定工種の施工について下請負人の全てを県内企業から選定する」	1
指定工種：レベル1「〇〇」～レベル2「〇〇」～レベル3「〇〇」 (注8)(注9)(注10)	b. 上記aに該当しない	0

落札者決定基準-抜粋-

※下請負人は一次下請以下の全てを対象（金額は問わない）

※「建設工事の請負契約」に該当しない調査業務や資材納入、測量業務、警備業務、運搬業務等は除く

3. 落札者決定基準の改定について

●「指定工種」の落札者決定基準の記載について

工事数量総括表で指定工種の下位に属するすべての工事が対象となります。

落札者決定基準（抜粋）

評価(審査)内容	評価(審査)基準	配点
県内企業の活用	a. 「指定工種を自社で施工する」、又は「指定工種の施工について下請負人の全てを県内企業から選定する」	1
指定工種:レベル1「〇〇」-レベル2「〇〇」-レベル3「〇〇」	b. 上記aに該当しない	0
(注8)(注9)(注10)		

(注8)

指定工種とは上表の下線部に定めるもので、工事数量総括表において指定工種の下位に属するすべての工事を対象とする。

なお、「レベル1」「レベル2」「レベル3」「レベル4」とは、それぞれ工事数量総括表の「工事区分」「工種」「種別」「細別」である。

(注9)

県内企業とは、建設業法(昭和24年法律第100号)第3条第1項に規定する「本店」を奈良県内に置く企業とする。

下請負人は一次下請以下の全てを対象とする。ただし、「建設工事の請負契約」に該当しない調査業務や資材納入、測量業務、警備業務、運搬業務等は除く。

「県内企業の活用」において加点され落札した後、受注者の責により「県内企業の活用」を履行できない場合は、竣工時の工事成績評定点を10点減点する。

(注10)

「指定工種を自社で施工する」について、JVとしてこの工事の入札に参加する場合は、「指定工種を構成員で施工する」と読み替える。

指定工種の例

指定工種:レベル1「築堤・護岸」-レベル2「法覆護岸工」-レベル3「コンクリートブロック工(コンクリートブロック積)」

工事数量総括表

工事数量総括表									
工事番号: 第14-4-3号 他	工事名: 宮津川 護岸工事(特定都市河川治水被害対策推進事業(河川改修)一 期)	事業区分	河川改修	工事区分	築堤・護岸	種別			
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量(前回)	数量(今回)	数量増減				
築堤・護岸	工事区分(レベル1)			1					
工事数量総括表									
工事番号: 第14-4-3号 他	工事名: 宮津川 護岸工事(特定都市河川治水被害対策推進事業(河川改修)一 期)	事業区分	河川改修	工事区分	築堤・護岸	種別			
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量(前回)	数量(今回)	数量増減				
法覆護岸工	工種(レベル2)			1					
コンクリートブロック工(コンクリートブロック積)	種別(レベル3)			1					
現場打基礎コンクリート	18-8-40(高9') 底幅: 43cm 高さ: 25cm	m ³		83					
コンクリート(間知)ブロック		m ²		355					
目地板	標準型目地板1×10	m ²							
馴染・養生材(砂石)	再生砂石 RC-40	m ³		191					
現場打小口止コンクリート	18-8-40(高9')	m ³		1					
現場打天端コンクリート	18-8-40(高9')	m ³		6					
護岸付橋脚工		式		1					
横帯(隔壁)コンクリート	18-8-40(高9')	箇所		1					
植生工		式		1					
表芝	表芝工: 500m ² 以上								

指定工種の対象

レベル3「コンクリートブロック工(コンクリートブロック積)」の下位に属するすべての工事が対象

3. 落札者決定基準の改定について

2) 「建設機械の保有状況」の評価基準を変更

評価項目	評価基準	
	現行	変更後
建設機械の保有状況	a. 本工事の公告日時点において、4台（3台）以上の建設機械の保有（長期リース（1年以上）による保有を含む）が確認できる b. 本工事の公告日時点において、3台（2台）の建設機械の保有（長期リース（1年以上）による保有を含む）が確認できる c. 上記a、bに該当しない （1点満点/3段階評価（0・0.5・1））	a. 本工事の公告日時点において、4台（3台）以上かつ2種類以上の建設機械の保有（長期リース（1年以上）による保有を含む）が確認できる b. 本工事の公告日時点において、3台（2台）以上の建設機械の保有（長期リース（1年以上）による保有を含む）が確認できる c. 上記a、bに該当しない （1点満点/3段階評価（0・0.5・1））

※建設機械は以下のうち、いずれかとする。

①バックホウ、②ダンプトラック、③ブルドーザー、④トラクターショベル

※企業・技術者評価型②③とも、**a評価は2種類以上の建設機械を保有する場合に限る**

（規格が違う複数の同建設機械（例：2tダンプが2台、10tダンプが2台）では満点評価となりません）

3) 「従業員の雇用人数」を削除

評価項目	評価基準	
	現行	変更後
従業員の雇用人数	a. 本工事の公告日時点において、10人（5人）以上の雇用が確認できる b. 本工事の公告日時点において、7～9人（4人）の雇用が確認できる c. 上記a、bに該当しない （1点満点/3段階評価（0・0.5・1））	削除

3. 落札者決定基準の改定について

(2)「舗装」：評価項目の新設および評価基準の変更について

【改定内容】

1) 評価項目に「舗装用建設機械の保有状況」を新設

〔技術提案評価型①②、企業・技術者評価型①②〕

2) アスファルトプラント所有の評価を「地域精通度」から「社会・地域貢献」での評価に変更

〔技術提案評価型①②、企業・技術者評価型①②〕

3) 「受注工事量」の評価基準を変更 〔技術提案評価型②③、企業・技術者評価型②③〕

現行			改定(案)		
評価項目		配点	評価項目		配点
企業の施工実績等	工事成績評定点	2.5	工事成績評定点	2.5	
	ISO認証取得	1	ISO認証取得	1	
	同種工事实績	2	同種工事实績	2	
	本店の所在地等	2.5	本店の所在地等	1.5	
	災害協定の締結	1	災害協定の締結	1	
	—	—	アスファルトプラントの所有の有無	1	
	—	—	建設機械保有状況	0.5	
	受注工事量	2	受注工事量	2	
合計		11	合計		11.5

代表例：企業・技術者評価型②

1) 評価項目に「舗装用建設機械の保有状況」を新設

〔技術提案評価型①②、企業・技術者評価型①②〕

→舗装用建設機械を1台以上、保有又は
長期リース(1年以上)が確認できる

評価(審査)内容	評価(審査)基準	配点
建設機械の保有状況 (JVは代表者のみ採点する) (注12)	a. 本工事の公告日時点において、1台以上の建設機械の保有(長期リース(1年以上)による保有を含む)が確認できる	0.5
	b. 上記aに該当しない	0

落札者決定基準-抜粋-

※ 舗装用建設機械は以下のうち、いずれかとする。

①アスファルトフィニッシャー

②ロードローラー

③タイヤローラー

3. 落札者決定基準の改定について

2) アスファルトプラント所有の評価を「地域精通度」から「社会・地域貢献」での評価に変更

〔技術提案評価型①②、企業・技術者評価型①②〕

現行		変更後	
評価項目	評価基準	評価項目	評価基準
アスファルトプラントの 本店の所在地及び 所有の有無	a. 本工事の公告日時点において、工事実施市町村を管轄する土木事務所管内に舗装工事業の建設業許可を受けている本店を有し、かつ、アスファルトプラントを所有（共同所有を含む）している b. 本工事の公告日時点において、工事実施市町村を管轄する土木事務所管内に舗装工事業の建設業許可を受けている本店を有している c. 本工事の公告日時点において、アスファルトプラントを所有（共同所有を含む）している d. 上記a、b、cに該当しない （2.5点満点/4段階評価（0・1・1.5・2.5））	本店の所在地	a. 本工事の公告日時点において、工事実施市町村を管轄する土木事務所管内に舗装工事業の建設業許可を受けている本店を有している b. 上記aに該当しない （1.5点満点/2段階評価（0・1.5））
		アスファルトプラントの所有の有無	a. 本工事の公告日時点において、アスファルトプラントを所有（共同所有を含む）している b. 上記aに該当しない （1.0点満点/2段階評価（0・1.0））

※「本店の所在地」と「アスファルトプラントの有無」を別の評価項目に分離
 （配点に変更無し）

3. 落札者決定基準の改定について

3) 「受注工事量」の評価基準を変更 [技術提案評価型②③、企業・技術者評価型②③]

評価項目	評価内容	
	現行	変更後
受注工事量	・当該期間（令和6年6月1日）に奈良県県土マネジメント部、食農部、環境森林部から総合評価落札方式一般競争入札で公告され、本工事の公告日の前日までに県と単独で契約締結した設計金額（税込み）1千万円以上の落札者決定基準が舗装の受注工事の件数の受注件数が0件の場合 ・//の受注件数が1件の場合 ・//の受注件数が2件の場合 ・//の受注件数が3件の場合 ・//の受注件数が4件以上の場合 （2点満点/5段階評価（0・0.5・1・1.5・2））	・当該期間（令和7年6月1日）に奈良県県土マネジメント部、食農部、環境森林部から総合評価落札方式一般競争入札で公告され、本工事の公告日の前日までに県と単独及びJVの構成員として契約締結した設計金額（税込み）1.1千万円以上の落札者決定基準が舗装の受注工事の件数の受注件数が0件の場合 ・//の受注件数が1件の場合 ・//の受注件数が2件の場合 ・//の受注件数が3件の場合 ・//の受注件数が4件以上の場合 （2点満点/5段階評価（0・0.5・1・1.5・2））

※共同企業体で契約締結した工事についても、全ての構成員に対して1件と数える

※令和7年4月から広域水道企業団（旧水道局）の設立されたことに伴い、受注工事量の対象から水道局を削除

3. 落札者決定基準の改定について

(3) 配置予定技術者の同種工事実績について

【改定内容】

配置予定技術者の同種工事の実績について、
一部型式※で設定している金額要件(最終請負金額2千5百万円以上)を削除

評価項目	評価内容
	変更後
配置予定技術者の実績	過去15年間の元請(JVの構成員として請け負った工事を含む)として完成・引渡が完了した 最終請負金額(税込み)が2千5百万円以上の 同種工事についての主任技術者・監理技術者・現場代理人としての施工経験

※ 配置予定技術者の同種工事の実績で、金額要件(最終請負金額2千5百万円以上)が削除となる型式

設計金額	工種				
	一般土木等	舗装	区画線(ライン)・道路標示・標識等/橋梁建築	建築	土建設備/建築設備 下水道設備
27.2億	技術提案(WTO)			技術提案(WTO)	技術提案(WTO)
9億 ⇒ 10.3億	技術提案① 企業・技術者①			技術提案① 企業・技術者①	技術提案① 企業・技術者①
3億 ⇒ 3.4億	技術提案② 企業・技術者② (企業チャレンジ評価型) (課題チャレンジ評価型)	技術提案① 企業・技術者①	技術提案① 企業・技術者①	技術提案② 企業・技術者②	技術提案② 企業・技術者②
1億 ⇒ 1.1億					
5千万 ⇒ 5.7千万	技術提案③ 企業・技術者③	技術提案② 企業・技術者②			
3千万 ⇒ 3.4千万					
2千万 ⇒ 2.3千万					
1千万 ⇒ 1.1千万		技術提案③ 企業・技術者③			

(必要に応じて総合評価落札方式)

4. 技術提案書等様式の変更について

【変更内容】技術提案書（事後）の様式修正・追加

各様式において、軽微な変更を実施
 →注意書きを一部修正、省略
 →落札候補者の記載項目を一部省略
 （記載内容が評価に影響しない部分）

- 評価項目の新設により様式を追加
 →様式14-5（県内企業の活用）
 →様式14-2（建設機械の保有状況）〔舗装用〕
- 評価項目の再編により様式を追加
 →様式14-4（アスファルトプラントの有無）※
- 評価基準の改定により様式変更
 →様式14-2（建設機械の保有状況）※
 〔一般土木等用〕

※ 添付資料の簡略化を含む

技術提案書（事後）	自己申告評価点算出欄	7
	企業の施工実績（工事成績評定点）	9
	企業の施工実績（一般土木工事等の施工実績）	9-3
	企業の施工実績（表彰）	10
	ISO9000シリーズ、ISO14000シリーズ認証取得	11
	配置予定技術者の実績（同種工事の施工経験）	12
	配置予定技術者（若手・女性技術者）	12-2
	デジタル技術の活用	12-3
	システム設計配置予定技術者の実績（同種工事の施工経験）	12-4
	配置予定技術者の資格	12-5
	ICT施工技術の活用	12-6
	地域精通度（本店（主たる営業所）の所在地）	13
	地域精通度（本店等の所在地）	13-2
	社会・地域貢献（災害協定の締結）	14
	社会・地域貢献（建設機械の保有状況）	14-2
	社会・地域貢献（アスファルトプラントの所有の有無）	14-4
	社会・地域貢献（県内企業の活用）	14-5
	受注工事量	15
	建設キャリアアップシステム（CCUS）の活用	17

・赤色部分の様式について、提出書類等の変更があります

4. 技術提案書等様式の変更について

様式14-5： 県内企業の活用

【対象型式】： 土木工事における企業・技術者評価型②③（地域防災力強化型）

【技術提案書(事後)様式14-5】 区分	
社会・地域貢献(県内企業の活用)	
工事名・工事番号:	
会社名:	
※入札参加者が共同企業体の場合、共同企業体名及び代表者名を記入してください。	
県 内 企 業 の 活 用	a ・ b (下記の項目のうち、該当する項目を記入して下さい)
	評価対象は、落札者決定基準の評価(審査)内容に記載するとおりです。 落札者決定基準および本様式の注意書きを十分確認し、記載して下さい。
	a 「指定工種を自社で施工する」、又は「指定工種の施工について下請負人の全てを県内企業から選定する」
	b 上記 a に該当しない
【注意】	
1. 入札参加者が共同企業体の場合、「指定工種を自社で施工する」については、「指定工種を構成員で施工する」と読み替え、共同企業体の代表者のみ本様式を提出してください。	
2. 県内企業とは、建設業法(昭和24年法律第100号)第3条第1項に規定する「本店」を奈良県内に置く企業とします。 下請負人は一次下請以下の全てを対象とします。ただし、「建設工事の請負契約」に該当しない調査業務や資材納入、測量業務、警備業務、運搬業務等は除きます。	
3. 入札時および技術提案書(事後)の提出時点にあらかじめ下請負人を選定する必要はありません。	
4. 「県内企業の活用」において加点され落札した場合には履行義務があります。 ただし、「指定工種」の範囲は当初契約時点での工事内容を対象とし、設計変更等により追加となった工事内容については履行義務はありません。	
5. 「県内企業の活用」において加点され落札した場合には、施工体系図、施工体制台帳等により工事監督員が「県内企業の活用(同等の配点項目を満たす内容)」の履行状況を確認します。	
6. 「県内企業の活用」において加点され落札した後、受注者の責により「県内企業の活用」を履行できない場合は、竣工時の工事成績評定点において10点減点します。	

➤ 評価項目に「県内企業の活用」を新設したことに伴い様式を追加

落札者決定基準に示された指定する工種について、
・自社で施工する
・下請負人の全てを県内企業から選定する
上記の場合には「a」を記入

※技術提案書(事後)の提出時に根拠資料の添付や、下請負人の申告は必要なし
※契約後に工事監督職員が履行状況を確認し、不履行(指定工種での県外企業の下請け)が確認された場合は、工事成績評定点を減じる

4. 技術提案書等様式の変更について

様式14-2：建設機械の保有状況

【対象型式】：土木工事における企業・技術者評価型②③（地域防災力強化型）

【技術提案書(事後)様式14-2】 区分	
社会・地域貢献(建設機械の保有状況)	
工事名・工事番号:	
会社名:	
※入札参加者が共同企業体の場合、共同企業体名及び代表者名を記入してください。	
建設機械の保有状況	4台以上かつ2種類以上 ・ 3台以上 ・ 2台以下 (いずれかを記入してください。)
評価対象は、落札者決定基準の評価(審査)内容に記載するとおりです。 落札者決定基準および本様式の注意書きを十分確認し、記載して下さい。	
建設機械の種類	バックホウ・ダンプトラック・ブルドーザー・トラクターショベル (いずれかを記入してください。)
3、「長期リース(1年以上)」は、リース契約期間内に公告日を含むものが評価対象です。	
4、「建設機械の種類」は、下記の①～④の建設機械のうち、いずれかを記入してください。 ①バックホウ ②ダンプトラック ③ブルドーザー ④トラクターショベル ただし、①バックホウはバケット容量山積0.45m ³ 以上、②ダンプトラックは最大積載量2t以上の規格に 限ります。	
6、建設機械を自社で保有又は、長期リース(1年以上)していることが的確に確認できる 下記のうちいずれかの資料を添付してください。 ただし、いずれも、公告日時点で有効であるものに限り、(有効期限切れや有効期限が 確認できない場合は評価しません。) なお、バックホウ、ダンプトラックを選択し、下記資料でバックホウのバケット容量、 ダンプトラックの最大積載量が分からない場合は、分かる資料(カタログ等)を添付してください。	
①自社保有の場合(下記のうち、いずれか1つ) ・車検証の写し(「使用者」欄により入札参加者名(会社名又は代表者名)が確認できること。 「所有者」欄が入札参加者名であっても、「使用者」欄が入札参加者名でない場合は、 評価しない。) ・特定自主検査記録表の写し(検査日が入札公告日以前1年以内であり、使用者が入札参加 者名であることが確認できるものに限り。) ・売買契約書、譲渡契約書等の写し(契約日が入札公告日以前1年以内で入札参加者名が 確認できるものに限り。)	
②リース契約の場合 ・リース契約書の写し(契約書により入札参加者名が確認できること。 契約相手方はリース・レンタル会社を相手方としたものに限る。また、自社 がリース・レンタル会社を営んでいる場合、その賃貸目的の建設機械は対象としない。)	

➤ 評価基準の改定に伴い、「建設機械の保有状況」の様式を変更[一般土木等用]

α評価には建設機械の種類数を追加

建設機械の種類は、バックホウ、ダンプトラック、ブルドーザー、トラクターショベルのいずれかとしています。

(添付資料の簡略化)

- ・ 日付入り写真を提出不要とする
- ・ 特定自主検査記録表の場合は、検査日が入札公告日以前1年以内のものとする
- ・ 売買契約書、譲渡契約書等の場合は、契約日が入札公告日以前1年以内のものとする

代表例：企業・技術者評価型②（地域防災力強化型）

4. 技術提案書等様式の変更について

様式14-2：建設機械の保有状況

【対象型式】：舗装工事における技術提案評価型①②、企業・技術者評価型①②

【技術提案書(事後)様式14-2】 区分	
社会・地域貢献(建設機械の保有状況)	
工事名・工事番号:	
会社名:	
※入札参加者が共同企業体の場合、共同企業体名及び代表者名を記入してください。	
建設機械の保有状況	有 ・ 無 (いずれかを記入してください。)
評価対象は、落札者決定基準の評価(審査)内容に記載するとおりです。 落札者決定基準および本様式の注意書きを十分確認し、記載して下さい。	
建設機械の種類	アスファルトフィニッシャー・ロードローラー・タイヤローラー (いずれかを記入してください。)
製造者 (メーカー名)	
4、「建設機械の種類」は、下記の①～③の建設機械のうち、いずれかを記入してください。 ①アスファルトフィニッシャー ②ロードローラー ③タイヤローラー 5、建設機械を自社で保有又は、長期リース(1年以上)していることが的確に確認できる 下記のうちいずれかの資料を添付してください。 ただし、いずれも、公告日時点で有効であるものに限り、(有効期限切れや有効期限が 確認できない場合は評価しません。) ①自社保有の場合(下記のうち、いずれか1つ) ・車検証または自動車検査証記録事項の写し(「使用者」欄により入札参加者名(会社名 又は代表者名)が確認できること。「所有者」欄が入札参加者名であっても、「使用者」欄 が入札参加者名でない場合は、評価しません。) ・特定自主検査記録表の写し(検査日が入札公告日以前1年以内であり、 使用者が入札参加者名であることが確認できるものに限り、) ・売買契約書、譲渡契約書等の写し(契約日が入札公告日以前1年以内で入札参加者名 が確認できるものに限り、ただし、アスファルトフィニッシャーについては、「売買契約 書、譲渡契約書等の写し(入札参加者名が確認できるものに限り、)」および「全景が 写った写真(写真内に公告日以降の日付がプリントされたものに限り、)」の両方を提出 することでも可能とします。) ②リース契約の場合 ・リース契約書の写し(契約書により入札参加者名が確認できること。 契約相手方はリース・レンタル会社を相手方としたものに限る。また、自社 がリース・レンタル会社を営んでいる場合、その賃貸目的の建設機械は対象としない。)	

➤ 評価基準の改定に伴い、「建設機械の保有状況」の様式を追加[舗装用]

「建設機械の種類」は、アスファルトフィニッシャー、ロードローラー、タイヤローラーのいずれかを記入

- 自社保有の場合は、車検証の写し、特定自主検査記録表の写し、売買契約書・譲渡契約書等の写しのいずれかを提出する

アスファルトフィニッシャーは、売買契約書、譲渡契約書等の写し(契約日を問わない)と、写真(公告日以降の日付入り)の両方の提出でも可

- リース契約の場合は、リース契約書の写しを提出する

※いずれも、公告日時点で有効であるものに限る

4. 技術提案書等様式の変更について

様式14-4：アスファルトプラントの有無

【対象型式】：舗装工事における技術提案評価型①②、企業・技術者評価型①②

【技術提案書(事後)様式14-4】 区分	
社会・地域貢献(アスファルトプラントの所有の有無)	
工事名・工事番号:	
会社名:	
※入札参加者が共同企業体の場合、共同企業体名及び各構成員名を記入してください。	
■アスファルトプラントの所有の有無	
アスファルトプラントの所有(共同所有含む。)の有無	有 ・ 無 (いずれかを記入してください。)
【注意】	
1、入札参加者が共同企業体の場合は、共同企業体の構成員すべてが評価の対象者となります。評価の対象者それぞれについて、本様式を作成のうえ提出(共同企業体を構成する場合は、本様式を共同企業体を構成するすべての者が提出)してください。	
2、アスファルトプラントを共同所有している場合、公告日以降の日付で、共同所有が確認できる資料(協会などの証明書)を添付してください。	
3、アスファルトプラントを単独所有している場合、稼働状況が確認できる資料として、以下のいずれかの資料を添付してください。 (1) 公告日以降の日付で発行された建物登記簿謄本の写し (2) 公告日以降の日付で発行された固定資産評価証明書の写し (3) 公告日以降の出荷伝票の写し	

➤ アスファルトプラント所有の評価を「地域精通度」から「社会・地域貢献」の評価に変更したことに伴い、「アスファルトプラントの有無」の様式を追加(従来様式を分割)

アスファルトプラントの所有の有無を記入

(添付資料の簡略化)

単独所有の場合は、

- 公告日以降の日付で発行された建物登記簿謄本の写し、固定資産評価証明書の写し、出荷伝票の写しのいずれかを提出する
- 初回時に提出を求めていた、地番の分かる施設配置図及び施設写真(写真内に公告日以降の日付がプリントされたものに限る)は不要とする

完

ご不明な点がございましたら、
下記の連絡先までお問い合わせください。

奈良県 県土マネジメント部
技術管理課 品質管理グループ

TEL:0742-27-7608

FAX:0742-24-2310